

郡山市医療的ケア児等の認可保育施設利用調整及び保育実施要領

令和2年2月11日制定

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、日常生活において医療を要する状態にある又は長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「医療的ケア児等」という。）の認可保育施設利用調整及び保育の実施に関し、郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則（以下「規則」という。）及び郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 認可保育施設に入所申込みをする又は入所決定となった医療的ケア児等のうち次のアからウまでに掲げる者をいう。
 - ア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める医療的ケア児
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に定める小児慢性特定疾病児童等
 - ウ その他市長が必要と認める児童
- (2) 保護者 医療的ケア児等の保護者
- (3) 施設 医療的ケア児等が入所申込みをする又は入所決定となった認可保育施設
- (4) 主治医 医療的ケア児等の診療方針等に関し主たる責任を有する医師
- (5) 嘱託医 医療的ケア児等が入所申込みをする又は入所決定となった認可保育施設の嘱託医

(利用調整の要件)

第3条 保育の必要性を認定された医療的ケア児等で、以下の要件を満たす者を施設の利用調整の対象とする。

- (1) 集団保育が可能であること。
- (2) 疾患が相対的に安定した後の状態であって、主治医等が指示する施設内における医療行為及びその他必要な行為（以下「医療的ケア等」という。）が具体的に文書により指示できること。
- (3) 主治医等が指示する医療的ケア等の内容が、施設内で安全に実施することが可能であると施設の嘱託医及び看護師が認めること。
- (4) 保護者の送迎により通所できること。
- (5) 保護者と緊急連絡体制を整えることができること。
- (6) 緊急時に対応できる主治医等が市内にいること。

(集団保育の判断基準)

第4条 この要領において集団保育が可能であるという判断は、以下の要件を満たす場合とする。

- (1) 集団で生活することが、医療的ケア児等の健康上及び安全上問題とならないこと。
- (2) 医療的ケア児等が集団で生活することが、共に生活する医療的ケア児等以外の児童においても健康上及び安全上問題とならないこと。
- (3) 医療的ケア児等に対し医療的ケア等を施す以外は、常に個別対応を必要としないこと。
- (4) 保育の必要性があり、医療機関との相談の中で、集団保育が可能であると確認されていること。
- (5) 病状や健康状態が安定していること。
- (6) 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケア等が確立し、保護者による安定した医療的ケア等が行われていること。
- (7) 病状や医療的ケア等に関する情報を保護者と市、保育施設、嘱託医等その他関係する機関で十分に共有できること。
- (8) 保育施設での受け入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること。

(対象施設)

第5条 医療的ケア児等の保育を実施する施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 利用施設 医療的ケア等を実施できる看護師等の人員及び設備を有する施設で、保護者が入所を希望する施設。
- (2) 利用曜日 保育所開所日のうち月曜日から金曜日まで（原則として土曜日の保育はしないこととする）。
- (3) 利用時間 施設の標準開所時間内かつ看護師等の勤務可能な時間内に限る。

(検討会議)

第6条 医療的ケア児等保育検討会議（以下「検討会議」という。）の内容については、以下のとおりとする。

- (1) 構成員 保育課長、保育所管理係長、保育認定係長、保育課保健師、障がい福祉課の医療的ケア児等担当職員、対象児童が入所を希望する施設の施設長、嘱託医、看護師等、その他保育課長が必要と認める者
- (2) 協議事項 対象児童の集団保育の可否、対象児童が必要とする医療的ケア等の実施の可否、その他対象児童の保育の実施に関し必要な事項
- (3) 招集方法 保育課長が必要に応じ会議を招集する。なお、書面により開催することもできるものとする。

(入所手続等)

第7条 施設入所に係る手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 入所申請時期 4月以外の入所希望の場合において、入所希望月の4か月前から2か月前の5日（5日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）までを受付期間とし、4月入所希望の場合においては、医療的ケア児等以外の児童と同様とする。
- (2) 面接 施設の看護師及び保育士は対象児童及び保護者との面接を実施し、対象児童の心身

の状態、生育歴、必要な医療的ケア等の内容、家庭環境等について聞き取りを行うとともに、集団保育が可能かどうか、必要とされる医療的ケア等の実施ができるかどうかを確認する。
なお、面接は原則入所申込から10日以内に実施する。

- (3) 提出書類 保護者は、医療的ケア等を実施するために必要な書類として、医療的ケア等実施申込書兼状況調書（第1号様式）、医療的ケア等実施に係る主治医意見書兼指示書（第2号様式）及び同意書（第3号様式）を郡山市に提出しなければならない。
- (4) 検討会議 郡山市保育課は検討会議を開き、保護者から提出された書類及び面接の結果、並びに嘱託医の意見に基づき、当該施設での集団保育の可否及び必要な医療的ケア等の実施の可否について検討する。
- (5) 利用調整 検討会議における検討結果及び事務取扱要領に基づき利用調整を行う。
- (6) 調整結果通知 保護者あてに医療的ケア等実施に係る検討結果通知書（第4号様式）及び規則第17条に定める保育施設等利用調整結果通知書（第17号様式）又は保育施設等利用調整結果保留通知書（第18号様式）を送付する。
入所が決定した場合において、保護者は緊急時対応確認書（第5号様式）を速やかに郡山市に提出しなければならない。
- (7) 入所 医療的ケア等を安全に実施できる環境を整えると同時に、対象児童が円滑に新しい環境に慣れることができるよう、原則として初日から一定期間、保護者付き添いの上保育を実施する。また、付き添いの期間及び時間については、対象児童の状態を考慮しながら、施設と保護者で協議の上決めるものとする。

（医療的ケア児等実施計画書の作成）

- 第8条 施設は提出された医療的ケア等実施に係る主治医意見書兼指示書（第2号様式）及び緊急時対応確認書（第5号様式）を基にして、医療的ケア等実施計画書（第6号様式）を作成する。
- 2 施設は保護者に医療的ケア等実施計画書（第6号様式）の内容の確認を依頼し、必要があれば修正し、施設と保護者両名で自署または記名・押印をする。自署または記名・押印された原本は施設で保管し、保護者には写しを渡す。
 - 3 施設は、緊急時対応確認書（第5号様式）及び医療的ケア等実施計画書（第6号様式）の写しを郡山市保育課に提出する。
 - 4 施設は、必要に応じて保護者の同意を得て対象児童の受診に同行する等、保育開始に向けて必要な情報を収集し準備する。また、施設は医療的ケア児等が入所することを、医療的ケア等を実施するために必要な書類をもって嘱託医に報告し、協力を依頼する。
 - 5 施設は医療的ケア等実施計画書を作成又は更新した場合には、その都度写しを郡山市保育課に提出する。

（保育の実施）

第9条 施設における保育の実施については、以下のとおりとする。

(1) 保育の基本方針

- ア 対象児童が安全かつ快適に過ごせるよう十分に配慮した上で、集団保育を実施する。
- イ 対象児童の発達段階に応じた適切な生活課題や遊びを提供し、養護と教育が一体となっ

た保育を通して対象児童の成長を促す。

ウ 送迎時の会話や定期的な個人面談等により、保護者との情報共有を図るとともに、保護者の気持ちに寄り添い、適宜必要な支援をしていく。

(2) 人員等

ア 施設長は、対象児童を安全に保育するために施設全体を統括するとともに、郡山市や医療機関等との連絡調整を行う。

イ 保育中の医療的ケア等は、原則として施設の看護師が行う。また看護師は、必要に応じて施設の嘱託医等に相談し、指示を受ける。

ウ 対象児童のクラスを担当する保育士は、適切な保育を行うとともに、医療的ケア等を行う看護師の補佐をする。なお、必要な研修を受け、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条に定める認定特定行為業務従事者としての登録認定を受けることが望ましい。

エ 直接対象児童と関わりのある職員だけでなく、施設全体で医療的ケア児等への理解を深め、必要な範囲で対象児童に関する情報を共有する。

(3) 設備等

ア 医療的ケア等の内容に応じ、安全の確保やプライバシーの保護等に必要な設備を整えるとともに、感染防止に配慮する。

イ 必要な器具及び消耗品は保護者が持参し、点検及び整備をすることとする。また、施設は保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

ウ 施設は、必要に応じて医療的ケア等を実施する際のチェックリストを作成し、体温、呼吸数、酸素飽和度等必要な事項を記録し、保護者と情報を共有する。

(4) 緊急時の対応 緊急時は、緊急時対応確認書（第5号様式）及び医療的ケア等実施計画書（第6号様式）に基づいて対応する。

施設は、緊急時に備え、日ごろからシミュレーションを行う等、スムーズに対応できるよう準備しておく。

（医療的ケア等の変更等）

第10条 必要な医療的ケア等の内容が変更となる場合又は施設入所後に新たに医療的ケア等が必要だと判断された場合においては、施設は、対象児童及び保護者とあらためて面接を実施するとともに、保護者は医療的ケア等実施申込書兼状況調書（第1号様式）及び医療的ケア等実施に係る主治医意見書兼指示書（第2号様式）を郡山市に提出しなければならない。

2 医療的ケア等の内容に変更が生じた際に、施設が判断した場合において、保護者に前項に規定する書類の提出を求めるものとする。

3 第7条第4号から第7号までの規定は、医療的ケア等の変更等に伴う入所継続の手続きについて準用する。

（実施解除）

第11条 実施している医療的ケア等が不要となる場合においては、保護者は施設に医療的ケア等実施解除依頼書（第7号様式）及び医療的ケア等解除に係る主治医意見書（第8号様式）を提出する。

- 2 解除を依頼された医療的ケア等以外に実施の継続が必要な医療的ケア等がある場合には、施設は医療的ケア等実施計画書（第6号様式）を新たに作成する。
- 3 すべての医療的ケア等が解除となった場合には、その後は通常の保育とする。

（施行期日）

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和6年4月1日以降の医療的ケア児等の認可保育施設利用調整及び保育実施について適用し、令和5年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。